

# 離婚届の記載例と注意点

記入は黒のボールペンまたはインクペンを使用し丁寧に記入ください。  
**※消えるボールペンで書かないでください。**

この届は土曜・日曜・祝日及び平日の時間外でも届出することができます。この場合、守衛室等でお預かりするので、できれば前日までに市民課窓口または行政サービスセンターで事前の審査を受けてください。  
 なお、土曜・日曜・祝日及び平日の時間外に届出をされた場合は、その場で受理証明書発行や住所の異動はできません。また、後日加筆訂正などで来庁していただく場合もございますので、ご了解ください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計に基づく指定統計第5号厚生労働省所管）にも用いられます。

令和 3年 9月 1日届出		長印	
千葉県我孫子市長 殿			
夫 (よみかた)		妻 (よみかた)	
氏名 我孫子 一郎		氏名 我孫子 ます子	
生年月日 昭和55年 4月 1日		生年月日 昭和58年 11月 3日	
住所 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地 1 番		住所 千葉県柏市柏5丁目 10 番 1 号	
本籍 千葉県我孫子市我孫子1858 番地 1		本籍 千葉県柏市柏5丁目10 番 1 号	
離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
同居の期間 平成 30年 10月 から 令和 元年 10月 まで		別居する前の住所 千葉県我孫子市我孫子1858 番地 1 番	
夫婦の職業 夫の職業 妻の職業		未成年の子の氏名 我孫子 一子	
届出人署名押印 我孫子 一郎		届出人署名押印 我孫子 ます子	
平日昼間にご連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。		連絡先 電話 090-1234-5678 自宅・勤務先 [ ]・携帯	

婚姻中の氏名をご記入ください。

現在の住民登録をしている住所をご記入ください。（住所を変更するときは、別途住民異動届の手続きが必要です。）

婚姻中の本籍をご記入ください。

養父母の氏名は「その他」欄にご記入ください。

夫婦の間に未成年の子がいる場合は、親権者をどちらか一方に決めてから届出してください。  
 なお、夫婦が離婚すると、婚姻したときに氏が変わった妻又は夫のみがその戸籍から除籍されます。子が離婚により除籍された母又は父の戸籍に入籍するためには、家庭裁判所の許可を得て母又は父の氏を称する「入籍届」をしなければなりません。

国勢調査のある年度（令和2年度）に届出する場合のみご記入ください。それ以外は不要です。

協議離婚のときは、婚姻中の氏名で各自署名してください。  
 ※裁判上の離婚の場合は、申立人または訴提起者が署名してください。  
 ※押印義務は廃止となりました。任意に押印することは可能です。

届出する日をご記入ください。協議離婚の場合、届出日が法律上の離婚日となります。

届出する市区町村名をご記入ください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印 鈴木 あび子	署名押印 柏 もり子
生年月日 昭和20年 1月 1日	生年月日 昭和50年 5月 3日
住所 千葉県流山市平和台一丁目 1 番地 1 番	住所 茨城県取手市寺田 5139 番地 番 号
本籍 千葉県流山市平和台一丁目 1 番地 1 番	本籍 茨城県取手市寺田 5139 番地 番 号

離婚の事実を知っている成年者の署名が必要です。  
 ※証人は協議離婚のときだけ必要です。生年号（大正・昭和・平成）も必ずご記入ください。  
 ※押印義務は廃止となりました。任意に押印することは可能です。

あてはまるものにチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 (面会交流)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。  
 (養育費の分担)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。  
 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など、子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

婚姻のときに氏が変わった人は、次の中から選んで書いてください。  
 (1) 婚姻前の氏（この記載例では「手賀沼」）を名乗り、  
 →婚姻前の戸籍にもどる  
 →自分が筆頭者となって、新しい戸籍をつくる  
 (2) 婚姻中の氏（この記載例では「我孫子」）を名乗り  
 →自分が筆頭者となって、新しい戸籍をつくる  
 この欄は記入しなくてください。別途戸籍法77条の2の届出が必要になります。（裏面参照）

※自分が筆頭者となって新しい戸籍をつくる場合、新本籍を置く市区町村役場に必ず新本籍の表示を確認し、その表示で記入してください。

## ◆届出に必要なもの

- 離婚届（1通）
- 裁判上の離婚の場合は裁判所からの書類
- ご本人であることを確認できる書類（運転免許証等）
- 戸籍謄本 1通（本籍地に届出する場合は、必要ありません）

- (1) 調停離婚の場合→調停証書の謄本
- (2) 審判離婚の場合→審判書の謄本と確定証明書
- (3) 和解離婚の場合→和解調書の謄本
- (4) 認諾離婚の場合→認諾調書の謄本
- (5) 判決離婚の場合→判決書の謄本と確定証明書

※署名は必ず本人が自署してください。

我孫子市役所 市民課 戸籍担当  
 TEL 04-7185-1111 (代表)